

相模原市障害福祉サービス負担上限月額軽減に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第19条第1項に規定する支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下「支給決定障害者等」という。)が法第5条第1項に規定する障害福祉サービスの利用に伴い負担すべき額について、同一の月における当該負担すべき額の上限額(以下「負担上限月額」という。)を軽減することにより、障害者及び障害児の生活の安定に寄与し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者等)

第2条 この要綱による負担上限月額の軽減の対象者は、本市が決定した支給決定障害者等のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「政令」という。)第17条第1項第1号から第3号までに掲げる区分に該当し、次に掲げる障害福祉サービスを利用していなもの(以下「負担上限月額軽減対象者」という。)とする。

- (1) 法第5条第6項に規定する療養介護
 - (2) 法第5条第10項に規定する施設入所支援
- 2 前項第1号及び第2号に規定する障害福祉サービスを利用していた支給決定障害者等が月の途中において負担上限月額軽減対象者となった場合における負担上限月額の軽減については、負担上限月額軽減対象者となった日が属する月の翌月から行うものとする。
- 3 負担上限月額軽減対象者が月の途中において負担上限月額軽減対象者でなくなった場合における負担上限月額の軽減については、負担上限月額軽減対象者でなくなった日が属する月まで行うものとする。但し、同条第1項第1号に規定する障害福祉サービスを利用する場合は、この限りでない。

(負担上限月額等)

- 第3条 障害福祉サービス(法第5条第4項に規定する同行援護(以下「同行援護」という。)を除く。第3項及び第4条において同じ。)の利用に伴う負担上限月額の軽減額等は、別表第1に定めるものとする。
- 2 同行援護の利用に伴う負担上限月額の軽減額等は、別表第2に定めるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、障害福祉サービス及び同行援護を同一の月において利用した場合における負担上限月額は、別表第1に定めるものとする。この場合において、同行援護の利用に伴い負担すべき額は障害福祉サービスの利用に伴い負担すべき額とする。

4 前項の規定により障害福祉サービスの利用に伴い負担すべき額とされた同行援護の利用に伴い負担すべき額が、別表第2に定める軽減後の利用者負担上限月額を超えるときは、その超えた額を償還するものとする。

(申請)

第4条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則
(平成18年厚生労働省令第19号)第7条又は第31条の規定による申請書の提出をもって、この要綱による障害福祉サービス負担上限月額軽減に係る申請があつたものとみなす。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

	区分	負担上限月額に係る軽減額	軽減後の利用者負担上限月額
1	負担上限月額軽減対象者及び負担上限月額軽減対象者と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者(政令第17条第1項第4号に規定する特定支給決定障害者をいう。)にあっては、その配偶者に限る。)が、法第22条第8項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証に記載された利用者負担上限月額の適用期間の初日が属する年度(初日が4月1日から6月30日までの場合にあっては、前年度。以下同じ。)の前年分の所得税が課せられないもの(3、政令第17条第1項第3号及び政令第17条第1項第2号に規定する厚生労働大臣が定める者(平成22年告示第177号。以下「告示」という。)に規定する者に該当するものを除く。)	4,300円	5,000円
2	負担上限月額軽減対象者のうち、法第5条第15項に規定する共同生活援助を利用する者であって、政令第17条第1項第2号ロの要件を満たすもの(3に該当するものを除く。)	27,900円	9,300円
3	負担上限月額軽減対象者のうち、法第5条第15項に規定する共同生活援助を利用する者であって、負担上限月額軽減対象者及び負担上限月額軽減対象者と同一の世帯に属するその配偶者が、法第22条第8項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証に記載された利用者負担上限月額の適用期間の初日が属する年度の前年分の所得税が課せられないもの	32,200円	5,000円

備考 この表において、「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算される

所得税をいう。ただし、所得税額の計算において、所得税法第84条第1項及び第2項に規定する扶養控除額を算定する際には、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法の規定により計算するものとする。また、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
 - (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条
- 2 支給決定障害者等及びその世帯に属する者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する場合であって、かつ、20歳未満の子を扶養している場合の市町村民税及び所得税の額は、対象者等の申請に基づき、市町村民税の額においては地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6の規定の例により、所得税の額においては所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第30号に規定する寡婦又は同項第31号に規定する寡夫であるとみなし、同法第81条及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の17の規定の例により算定する。

別表第2(第3条関係)

	区分	負担上限月額に係る軽減額	軽減後の利用者負担上限月額
1	負担上限月額軽減対象者のうち、政令第17条第1項第3号に該当する者であって、負担上限月額軽減対象者及び負担上限月額軽減対象者と同一の世帯に属する者が、法第22条第8項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証に記載された利用者負担上限	4,600円	0円

	月額の適用期間の初日が属する年度の前年分の <u>所得税</u> が課せられないもの		
2	負担上限月額軽減対象者及び負担上限月額軽減対象者と <u>同一の世帯に属する者</u> (特定支給決定障害者(政令第17条第1項第4号に規定する特定支給決定障害者をいう。)にあっては、その配偶者に限る。)が、法第22条第8項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証に記載された利用者負担上限月額の適用期間の初日が属する年度の前年分の <u>所得税</u> が課せられないもの(1、3及び4に該当するものを除く。)	9,300円	0円
3	負担上限月額軽減対象者のうち、法第5条第15項に規定する共同生活援助を利用する者若しくは告示に規定にする者に該当する者であって、政令第17条第1項第2号ロの要件を満たすもの(4に該当するものを除く。)	27,900円	9,300円
4	負担上限月額軽減対象者のうち、法第5条第15項に規定する共同生活援助を利用する者若しくは告示に規定する者に該当する者であって、負担上限月額軽減対象者及び負担上限月額軽減対象者と <u>同一の世帯に属するその配偶者</u> が、法第22条第8項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証に記載された利用者負担上限月額の適用期間の初日が属する年度の前年分の <u>所得税</u> が課せられないもの	37,200円	0円

備考 別表第1の備考の規定は、同行援護に係る負担上限月額の軽減について準用する。

相模原市障害福祉サービス負担上限月額軽減に関する要綱

(対象者等)

第2条 この要綱による負担上限月額の軽減の対象者は、本市が決定した支給決定障害者等のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「政令」という。)第17条第1項第1号から第3号までに掲げる区分に該当し、次に掲げる障害福祉サービスを利用していないもの(以下「負担上限月額軽減対象者」という。)とする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額)

第十七条 法第二十九条第三項第二号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(第四十三条の五第三項及び第五項において「負担上限月額」という。)は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 三万七千二百円

二 支給決定障害者等(共同生活援助に係る支給決定を受けた者及び自立訓練又は就労移行支援に係る支給決定を受けた者(厚生労働大臣が定める者に限る。)を除く。以下この号及び次号並びに第十九条第二号ロ及びハにおいて同じ。)であって、次に掲げる者に該当するもの(第四号に掲げる者を除く。) 九千三百円

イ 指定障害者支援施設等(法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)に入所する者(二十歳未満の者に限る。)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。)のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)の額(同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)を合算した額が二十八万円未満であるもの

ロ 指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外の者(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属するその配偶者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が十六万円未満であるもの

三 支給決定障害者等のうち、指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外のもの(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二

十八万円未満であるもの（前号及び次号に掲げる者を除く。） 四千六百円

四 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）を除く。以下「特定支給決定障害者」という。）にあっては、その配偶者に限る。）が指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この号、第十九条第二号ニ、第三十五条第三号、第四十二条の四第一項第二号及び第四十三条の三第二号において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあった月において被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）若しくは要保護者（同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 零

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令

（支援給付に係るその他の法令の適用）

第二十二条 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

十二 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第八項 並びに第四十二条第一項 及び第三項（これらの規定を同令第四十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、支援給付を受けている者を生活保護法第六条第一項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）と、支援給付を必要とする状態にある者を同条第二項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）とみなす。

二十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十七条、第十九条、第三十五条及び第四十三条の三の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。